

## 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）」が平成20年4月から一部施行され、地方公共団体は、毎年度、<sup>1</sup>健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表することとなりました。

1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称。このうち、将来負担比率を除く3指標を総称して再生判断比率といいます。

平成21年4月からは健全化法の全部施行に伴い、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画をそれぞれ定める必要があり、さらに、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には財政再生計画を定める必要があります。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千葉市の比率	-	-	19.6	311.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない(黒字である)ため、「-」を記載。

実質赤字比率...<sup>2</sup>一般会計等を対象とした実質赤字額の<sup>3</sup>標準財政規模に対する比率

2 千葉市の場合、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業、霊園事業、都市計画土地区画整理事業、市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食センター事業、公債管理の各特別会計を指します。

3 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます(地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含みます)。

連結実質赤字比率...全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率...一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び<sup>4</sup>準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

4 満期一括償還地方債の償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額、一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計をいいます。

将来負担比率...一般会計等が負担すべき実質的な負債(<sup>5</sup>将来負担額)の標準財政規模に対する比率

5 一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、土地開発公社の負債などの合計をいいます。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	千葉市の比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計（法非適用）	-	20.0
中央卸売市場事業特別会計（法非適用）	-	
動物公園事業特別会計（法非適用）	-	
病院事業会計（法適用）	-	
下水道事業会計（法適用）	-	
水道事業会計（法適用）	-	

(注) 資金不足比率が算定されないため、「-」を記載。なお、「法適用」とは、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業をいい、「法非適用」とは、それ以外の事業をいいます。

### 資金不足比率...公営企業ごとの<sup>6</sup>資金不足額の<sup>7</sup>事業の規模に対する比率

6 平成19年度決算における千葉市の法適用企業の場合、「流動負債の額 - 控除未払金等（貸借対照表の未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすもの） - 流動資産の額」で求め、法非適用企業の場合、「歳出額 - 歳入額」で求めます。

7 法適用企業の場合、「営業収益の額 - 受託工事収益の額」をいい、法非適用企業の場合、「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」をいいます。

千葉市の平成19年度決算における健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準または経営健全化基準を下回っています。

しかしながら、実質公債費比率と将来負担比率は、比較的高い水準にあります。

これは、政令指定都市に移行して以来、地方債等を有効に活用し、道路・街路や下排水・教育施設など、街づくりを積極的に行ってきたことなどにより、公債費等の負担が大きくなっているためです。

今後は、公債費負担適正化計画に基づき、市債については抑制を基調に計画的に発行し、将来負担の抑制に努めるとともに、財政健全化プランに掲げた自主財源の確保や事務事業の整理合理化に的確に取り組み、財政の健全化に努めてまいります。